

Weekly Report

第682号
令和5年1月23日

鈴木恒夫税理士事務所
株式会社鈴木経営センター
TEL 029-275-4333
FAX 029-275-4500

e-mail kaikei@suzuki.email.ne.jp
<http://www.szk-accounting.jp/>

インボイス制度の負担軽減措置について

令和5年度税制改正大綱では、令和5年10月から開始されるインボイス制度の負担軽減措置として、①免税事業者がインボイス発行事業者になった場合に消費税の納税額を売上税額の2割とする措置、②中小事業者が行う税込1万円未満の課税仕入れは帳簿のみの保存で仕入額控除を認める措置、③税込1万円未満の値引きや返品等は返還インボイスの交付義務を免除する措置が盛り込まれました。

◆Q&A

Q. ①の2割特例の対象者などは？

A. 対象は免税事業者からインボイス発行事業者(課税事業者)になった方ですが、基準期間(前々年度)における課税売上が1千万円を超える場合などは対象外となります。また、適用は令和5年10月1日～8年9月30日を含む各課税期間となります。

Q. 2割特例の適用には事前の手続が必要？

A. 事前の届出などは不要で、申告時に適用するかどうかの選択が可能です。

Q. ②の少額特例の対象者などは？

A. 基準期間(前々年度)の課税売上1億円以下、又は特例期間(前年度の上半期)の課税売上5千万円以下の事業者が対象で、令和5年10月1日～11年9月30日の間に行う課税仕入れに適用します。

Q. 税込1万円を判定する取引単位は？

A. 少額特例は1商品ごとの金額ではなく、1回の取引の合計額により判定することになります。

Q. ③の少額返還インボイス免税の対象者などは？

A. すべての事業者が対象で、恒久的な措置となります。この措置は売り手が負担する振込手数料分を値引処理する場合も対象です。

嫡出推定制度等を見直した民法等の改正

昨年12月に民法(親子法制)等の改正が成立し、同月16日に公布されました(施行日は一部を除き、公布後1年6ヵ月以内に政令で定める日)。

この改正により嫡出推定制度等が見直され、①婚姻の解消等の日から300日以内に生まれた子でも、母が前夫以外の男性と再婚した後に生まれた子は再婚後の夫の子と推定する例外規定を設ける、②①の見直しに伴い、女性の再婚禁止期間(離婚後100日間)を廃止する、③夫のみに認められていた嫡出否認権を子及び母にも認める、④嫡出否認の訴えの出訴期間を3年(現行1年)に伸長する、などが行われます(原則、施行日以後に生まれる子や婚姻について適用)。

確定申告会場への入場には整理券が必要

令和4年分の所得税の確定申告が本年2月16日から始まりますが、期間中は全ての確定申告会場において入場できる時間を区切った「入場整理券」が必要です(会場・税務署によっては確定申告期間の前後も整理券が必要)。

入場整理券(1枚につき1名)は各会場で当日配布されますが、国税庁LINE公式アカウントを通じてオンライン事前発行も行われています。

なお、作成済の申告書を提出するなど、相談を必要としない方の場合、整理券の取得は不要です。